

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第7号	法規集	第6編第1章第3節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課				
条 例 の 概 要	児童福祉法第21条の5の19第1項及び第2項並びに第21条の5の17第1項の規定に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第21条の5の4第1項第2号の規定に基づく基準該当通所支援の事業が満たすべき基準等を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、児童福祉法により条例で定めることとされている指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定通所支援事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定通所支援等の提供を確保するため、有効に機能している。			○指定事業所数 平成30年3月 387事業所
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第2期実施計画の「IV健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらするしくみづくり」及び「第5期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ 地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、児童福祉法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 			<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>	